

介護保険負担限度額 認定申請のお知らせ

介護保険サービスを利用されている市民税非課税世帯で預貯金などの金額が基準額以下の人を対象に、施設などを利用する際の費用負担を軽減する制度があります。

■軽減の対象となる費用

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）入所時およびショートステイ（短期入所生活介護ほか）利用時の、食費と居住費（滞在費）です。デイサービスやその他サービスを利用した時の費用は対象となりません。

■負担額を軽減するには

市に申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。介護保険被保険者証、印鑑、預貯金や有価証券などが確認できるもの、個人番号（マイナンバー）の通知カードまたは個人番号カードを持参し、介護高齢課介護保険室または各支所地域振興課地域福祉室で

手続きをしてください。

■認定証の更新申請について

認定証は毎年更新が必要です。平成28年度に認定を受けていた人には、6月下旬に更新申請のご案内をしていますので、早めに手続きをお願いいたします。7月末までに更新の申請をした人で、引き続き認定の対象者と認められた人には、新しい認定証を8月初旬に送付します。

介護保険施設に入所している人には、直接施設に送付する場合があります。



●問い合わせ・申請先

介護高齢課介護保険室
☎53・2111（内線362・363）
または各支所地域振興課地域福祉室

災害時の避難行動要支援者支援 地域みんなで支え合う体制を

近年、多くの自然災害が発生しています。高齢者や障がい者などの避難困難者に対する支援を、どのように進めるか課題となっています。

■避難行動要支援者支援とは

地震や水害などの災害の際に、支援や手助けが必要な高齢者、障がい者などの避難困難な人（要支援者）を地域の人みんなで守ろうという取り組みです。

要支援者を災害から守るには、住んでいる場所や、どのような支援が必要かを事前に把握し、「支援する側」と「支援される側」とで互いに申し合わせておくことが必要です。

■災害時見守りカードの取り組み

町内や集落などの自治会、自主防災会が、要支援者の緊急連絡先や避難時の支援体制を決めるなどの取り組みを行っています。市では要支援者の家族の連絡先や病気の有無、避難時の支援者などの情報を、「災害時見守りカード」にまとめ、自治会

や民生委員と共有しています。

今年度も、自治会などが中心となって新たな要支援者の把握や見守りカード作りを行う予定です。

■顔のわかる人との助け合い

災害時には、要支援者は孤立し、不安になります。このような場合に頼りになるのが、町内・集落の顔見知りの人やご近所の人です。普段から地域の人と積極的にコミュニケーションを高め、避難行動要支援者支援の体制づくりを進めましょう。



●問い合わせ

介護高齢課高齢福祉係
☎53・2111（内線367、368）